

維持保全計画サポートサービス
専門家による実地調査サービス利用約款

(適用)

- 第1条 この約款は、株式会社E R Iソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する維持保全計画サポートサービスにおける「専門家による実地調査サービス」を利用する場合に適用されます。
- 2 この利用約款に定めのない事項については、維持保全計画サポートサービス基本約款（以下「基本約款」といいます。）が適用されるものとし、この利用約款の定めと基本約款の定めが矛盾抵触する場合は、この利用約款が基本約款に優先して適用されるものとします。
- 3 この利用約款において使用する用語で、この利用約款に定めのないものは、基本約款に定める意味を有するものとします。

(サービス内容)

- 第2条 この約款において「専門家による実地調査サービス」（以下「調査サービス」といいます。）とは、長期優良住宅の維持保全計画を作成することを目的とする各種実地調査であって、当社のほか当社の委託する建築士その他の専門家又は専門業者が行う下記調査をいいます。
- (1) 建築士の目視による点検・劣化調査
 - (2) 床下侵入調査
 - (3) ドローン撮影による住宅屋根の画像診断、屋根上での調査
 - (4) 給排水管・枳等の点検、カメラ等による管内調査、管内洗浄
 - (5) 調査結果報告書（電子データ）の作成・提出
- 2 調査サービスにおける調査の基準は、原則として既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号（当該告示が改正されたときは、改正後の同種の告示。））によるほか、業務引受書に記載の基準によるものとします。
- 3 当社は、調査結果報告書を当該調査結果報告書に記載された作成日から5年間、電子データとして保存します。

(サービスの申込み及び実施方法等)

- 第3条 調査サービスの利用希望者は、当社ウェブサイト上の申し込みフォームから申し込むものとします。
- 2 当社は、利用希望者が所定の登録を行ったことを確認できたときは、調査サービスの内容及び利用料金を記載した見積書を電子メールにて送付します。
- 3 利用希望者が、見積書の内容で調査サービスを申し込むことを電子メールにて返

信したときは、当社は業務引受書及び請求書を電子メールにて送付します。調査サービスにかかる契約は、業務引受書が電子メールで利用申込者に到達した時に成立するものとします。

- 4 利用者は、前項の業務引受書及び請求書に記載された支払期限までに調査サービス利用料金を当社指定預金口座に振込む方法により支払う（振込費用は、利用者の負担とします。）ものとし、当社は、調査サービス利用料金の当社指定銀行口座への入金を確認した時から調査サービスを開始するものとします。

（再委託）

第4条 当社は、調査サービスの実施に必要な範囲で、調査サービスにかかる業務の全部又は一部を建築士その他の専門家又は専門業者に再委託することができるものとし、利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

- 2 当社は、再委託する場合には、調査サービスの実施に必要な範囲で、利用者の情報（個人情報を含みます。）を再委託先に提供できるものとし、利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、再委託先には、当社と同等の秘密保持義務を課すものとし、調査サービス実施以外の目的で利用者の情報を利用させないものとします。

（利用者の協力義務）

第5条 利用者は、調査サービスの実施に必要な場合、対象住宅への立入り、資料の提供、質問事項への回答等、必要な調査が円滑にできるように協力するものとします。協力が得られない場合、調査サービスを実施しません。

（報告書の提出）

第6条 当社は、業務引受書に記載された調査結果報告書提出期日までに、調査結果報告書の電子データ（以下単に「調査結果報告書」といいます。）を電子メールにより送付するものとします。

- 2 当社が、前項の期日までに調査結果報告書を提出することができないことが明らかになった場合には、遅滞なく利用者に対しその理由を明示のうえ通知するものとし、提出期日の延長その他必要事項について利用者と協議して定めるものとします。この場合において、当該理由が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、提出期日の延長によって損害が生じても責任を負いません。

（調査サービスの終了）

第7条 当社が調査結果報告書を送付した場合において、利用者が、調査結果報告書受信後5営業日（当社の営業日をいいます。）以内に異議を述べなかった場合は、調査サー

ビス（調査結果報告書の保存を除きます。）が完了したものとします。なお、利用者は、調査結果報告書に関する質問又は照会を電子メールにて行うことができるものとし、当社は電子メール又は電話にて回答又は説明を行うものとします。

（非保証）

第8条 調査結果報告書の内容は、利用者から提出された資料等の正確性及び情報量に依存するため、調査結果報告書の記載事項の網羅性及び正確性を保証するものではないことを利用者は予め承諾し、自己の責任において調査結果報告書を利用するものとします。

2 調査サービスは、以下の判定又は保証を行うものではありません。

- (1) 調査対象住宅の瑕疵の有無の判定
- (2) 調査対象住宅に瑕疵がないことの保証
- (3) 調査対象住宅の建築基準法その他の法令への適合性の判定
- (4) 調査結果報告書の記載内容について、調査完了時点からの時間経過による変化又は経年劣化がないことの保証

以上

制定：2022年10月24日